

第 32 号 議 案

長崎県県営空港条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和 7 年 2 月 21 日

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

長崎県県営空港条例の一部を改正する条例

長崎県県営空港条例（昭和38年長崎県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前																				
（重量制限） 第 4 条 前条の規定により空港の施設を使用する者は、空港ごとに次の表に掲げる航空機を使用してはならない。ただし、知事の許可を受けたときは、この限りでない。 <table><tr><th>名称</th><th>航空機</th></tr><tr><td>福江空港</td><td><u>航空機分類等級</u>（国際民間航空条約（昭和28年条約第21号）の第14付属書に規定する<u>航空機分類等級</u>をいう。以下この表において同じ。）が<u>377</u>を超える航空機</td></tr><tr><td>対馬空港</td><td><u>航空機分類等級</u>が<u>519</u>を超える航空機</td></tr><tr><td>壱岐空港</td><td><u>航空機分類等級</u>が<u>149</u>を超える航空機</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></table> 2 及び 3 略	名称	航空機	福江空港	<u>航空機分類等級</u> （国際民間航空条約（昭和28年条約第21号）の第14付属書に規定する <u>航空機分類等級</u> をいう。以下この表において同じ。）が <u>377</u> を超える航空機	対馬空港	<u>航空機分類等級</u> が <u>519</u> を超える航空機	壱岐空港	<u>航空機分類等級</u> が <u>149</u> を超える航空機	略		（重量制限） 第 4 条 前条の規定により空港の施設を使用する者は、空港ごとに次の表に掲げる航空機を使用してはならない。ただし、知事の許可を受けたときは、この限りでない。 <table><tr><th>名称</th><th>航空機</th></tr><tr><td>福江空港</td><td><u>航空機等級番号</u>（国際民間航空条約（昭和28年条約第21号）の第14付属書に規定する<u>航空機等級番号</u>をいう。以下この表において同じ。）が<u>38</u>を超える航空機</td></tr><tr><td>対馬空港</td><td><u>航空機等級番号</u>が<u>48</u>を超える航空機</td></tr><tr><td>壱岐空港</td><td><u>航空機等級番号</u>が<u>13</u>を超える航空機</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></table> 2 及び 3 略	名称	航空機	福江空港	<u>航空機等級番号</u> （国際民間航空条約（昭和28年条約第21号）の第14付属書に規定する <u>航空機等級番号</u> をいう。以下この表において同じ。）が <u>38</u> を超える航空機	対馬空港	<u>航空機等級番号</u> が <u>48</u> を超える航空機	壱岐空港	<u>航空機等級番号</u> が <u>13</u> を超える航空機	略	
名称	航空機																				
福江空港	<u>航空機分類等級</u> （国際民間航空条約（昭和28年条約第21号）の第14付属書に規定する <u>航空機分類等級</u> をいう。以下この表において同じ。）が <u>377</u> を超える航空機																				
対馬空港	<u>航空機分類等級</u> が <u>519</u> を超える航空機																				
壱岐空港	<u>航空機分類等級</u> が <u>149</u> を超える航空機																				
略																					
名称	航空機																				
福江空港	<u>航空機等級番号</u> （国際民間航空条約（昭和28年条約第21号）の第14付属書に規定する <u>航空機等級番号</u> をいう。以下この表において同じ。）が <u>38</u> を超える航空機																				
対馬空港	<u>航空機等級番号</u> が <u>48</u> を超える航空機																				
壱岐空港	<u>航空機等級番号</u> が <u>13</u> を超える航空機																				
略																					

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

国土交通省航空局の舗装強度に関する運用基準の改定に伴い、所要の改正をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。